## 教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに 市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

## 1 「教職員の交通事故」に係る処分

	項		目		内 容
処分	処分を受けた教職員				市立小学校 総括教諭(46歳)
事	案	D	概	要	当該総括教諭は、令和4年7月22日(金)午後1時20 分頃、自家用自動車を運転中、相模原市中央区南橋本1丁目 14番4号先の信号機のある交差点において、注意義務を怠 り交差点を右折したところ、同交差点を横断歩行中の被害者 と接触し、路上に転倒させ、全治約3週間を要する頭頂骨骨 折等の傷害を負わせた。 このことにより、令和4年11月17日付けで罰金40万 円の略式命令を受け、同月22日付けで30日間の運転免許 停止処分を受けた。
処	分	0)	内	容	戒告
処	分	年	月	日	令和5年2月9日

## 上記事案に係る処分(管理監督責任)

項目	内	容
処分を受けた教職員 及び処分の内容	市立小学校 校長	厳重注意
処 分 年 月 日	令和5年2月9日	

問合せ先 教職員人事課 電話 042-769-8279